

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和3年4月16日
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

厚生労働省では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案」について、令和3年3月24日から同年4月2日までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

意見内容	当省の考え方
○ 異論ありません。	○ 御理解賜りありがとうございます。
○ ひとり親の就労に向けた支援策はよいこと。 しかし、「寡婦」には、配偶者の死別者のみならず、離婚者のひとり親、すなわちひとり親の家庭とすべきだが、ひとり親家庭でも、親と同居で親から資金提供を受けられる方や、離婚により養育費を多額に受けている方は、他の雇用保険加入者・失業者の方々の生活との均衡も考え、対象外とする仕組みが必要。 また、ひとり親支援にあっても、その者やその家庭が、持ち家か否か、預貯金・遺産収益など多額の資金の有無により、生活実態は大きく変わるため、「預貯金1000万円以上ある方」を除くなど、他の失業者との均衡も配慮する必要がある。	○ 御意見として頂戴いたします。